

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算</u>)</p> <p>16-3-9 <u>法第 69 条第 4 項第 1 号(国外事業所等に帰せられるべき所得)に掲げる国外源泉所得(以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。)に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上等については、法人税に関する法令の規定により、内国法人の仮決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</u></p> <p><u>(2) 内国法人が単に国外事業所等(同号に規定する国外事業所等をいう。以下この節において同じ。)の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(3) 減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引(同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。)があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、令第 141 条の 7 第 1 項(特定の内部取引に係る国外事業所等</u></p>	<p>(<u>国外源泉所得に係る所得の金額</u>)</p> <p>16-3-9 <u>令第 141 条の 2 第 1 項(国外所得金額の計算)に規定する「国外源泉所得(……)に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該事業年度において生じた国外源泉所得(法第 69 条第 1 項(外国税額の控除)に規定する国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。)に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</u></p> <p><u>⑥ 例えば、内国法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、仮決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額（当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</u></p> <p>（複数の国外事業所等を有する場合の取扱い）</p> <p>16-3-9 の 2 内国法人の国外事業所等が複数ある場合には……………国外事業所等帰属所得を認識し当該国外事業所等帰属所得に係る<u>所得の金額</u>……………</p> <p><u>⑥</u> ……………</p> <p>（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合の準用）</p> <p>16-3-9 の 3 内国法人の<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額</u>……………</p> <p>(1) 内部取引……………、<u>20-5-4</u>（<u>外国法人における短期保有株式等の判定</u>）、<u>20-5-5</u>……………、<u>20-5-33</u>（<u>繰延ヘッジ処理等における</u></p>	<p>（複数の国外事業所等を有する場合の取扱い）</p> <p>16-3-9 の 2 内国法人の国外事業所等<u>（法第 69 条第 4 項第 1 号（<u>国外事業所等に帰せられるべき所得</u>）に規定する<u>国外事業所等</u>をいう。以下 16-3-9 の 2 において同じ。）</u>が複数ある場合には……………<u>同号に掲げる国外事業所等に帰せられるべき所得</u>（以下この節において「<u>国外事業所等帰属所得</u>」という。）を認識し当該国外事業所等帰属所得に係る<u>国外所得金額</u>（同条第 1 項に規定する<u>国外所得金額</u>をいう。以下この節において同じ。）……………</p> <p><u>⑥1</u> 本文の計算には、令第 141 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで（<u>国外所得金額の計算</u>）に掲げる金額の計算が含まれることに留意する。</p> <p><u>2</u> ……………</p> <p>（国外所得金額を計算する場合の準用）</p> <p>16-3-9 の 3 内国法人の<u>国外所得金額</u>……………</p> <p>(1) <u>法第 69 条第 4 項第 1 号（<u>国外事業所等に帰せられるべき所得</u>）に規定する内部取引</u>……………、<u>20-5-5</u>……………及び<u>20-5-34</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>負債の利子の額の計算</u>)及び20-5-34……………</p> <p>(2) <u>令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)の規定により共通費用の額を配分する場合</u> 20-5-9(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)の取扱い</p> <p>(3) <u>令第141条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</u>……………</p> <p>(4) <u>令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額</u>……………</p> <p>(5) <u>令第141条の6第1項(保険会社の投資資産及び投資収益)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されないこととなる金額</u>……………</p> <p>16-3-10 削除</p>	<p>……………</p> <p>(2) <u>令第141条の2第1項第1号(国外所得金額の計算)に掲げる金額</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(3) <u>同項第2号に掲げる金額</u>……………</p> <p>(4) <u>同項第3号に掲げる金額</u>……………</p> <p>(5) <u>同条第3項の規定により共通費用の額を配分する場合</u> 20-5-9(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)の取扱い</p> <p><u>(国外所得金額の計算における欠損金の繰越控除等の不適用)</u></p> <p>16-3-10 <u>国外所得金額は、法第57条、第58条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)及び第64条の4(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)並びに措置法第59条の2(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)並びに第67条の12及び第67条の13(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)の規定を適用しないで計算したところの金額による。</u></p> <p><u>(国際海上運輸業における運送原価の計算)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 内国法人の国外業務に係る収入金額……………</p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦</u>)</p> <p>16-3-13 当該事業年度における令第 141 条の 3 第 6 項(「<u>共通費用の額の配分</u>」)に規定する共通費用の額に含まれる<u>負債の利子</u> (……………貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、令第 141 条の 5 第 1 項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下 16-3-13 において同じ。)の額 (以下 16-3-14 までにおいて「<u>共通利子の額</u>」という。)については、内国法人の営む主たる事業……………<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p>(1) 卸売業及び製造業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\text{当該事業年度における共通利子の額の合計額} \times \frac{\text{分母の各事業年度終了の時における国外事業所等に係る資産の帳簿価額の合計額}}{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時における総資産の帳簿価額の合計額}}$ <p>(2) 銀行業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p>	<p>2 当該事業年度に受けた配当等の収入金額……………</p> <p>(<u>負債利子の配賦</u>)</p> <p>16-3-13 当該事業年度において生じた負債の利子 (……………貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下 16-3-13 において同じ。)のうち令第 142 条第 8 項(「<u>国外事業所等</u>」)に規定する国外事業所等 (以下この節において「<u>国外事業所等</u>」という。)における国外業務のために直接関連して生じた負債の利子 (以下 16-3-13 において「<u>直接利子</u>」という。)に該当するもの以外のもの (以下 16-3-14 までにおいて「<u>共通利子</u>」という。)の額については、原則として、その内国法人の営む主たる事業……………<u>国内業務と国外業務に適正に配分するものとする。</u></p> <p>(1) 卸売業及び製造業 次の算式により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</p> <p>(算式)</p> $\text{当該事業年度において生じた共通利子の額の合計額} \times \frac{\text{分母の各事業年度終了の時における国外業務に係る資産(国外事業所等を有しない法人にあっては、国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等とする。)の帳簿価額(直接利子の元本たる負債の額に相当する金額を除く。)の合計額}}{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時における総資産の帳簿価額(直接利子の元本たる負債の額に相当する金額を除く。)の合計額}}$ <p>(2) 銀行業 次の算式により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</p> <p>(算式)</p>

改 正 後	改 正 前
<p> <u>国外事業所等に係る貸付金、有価証券等の当該事業年度中の平均残高</u> × <u>当該事業年度における共通利子の額の合計額</u> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 預金、借入金等の当該事業年度中の平均残高 </div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時にける自己資本の額の合計額 </div> <div style="margin-right: 10px;">-</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 左の各事業年度の終了の時にける固定資産の帳簿価額の合計額 </div> <div style="margin-right: 10px;">×</div> <div style="text-align: center;"> $\frac{1}{2}$ </div> </div> </p>	<p> <u>国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等(国外事業所等に属するものを除く。)</u>の当該事業年度中の平均残高 × <u>当該事業年度において生じた共通利子の額の合計額</u> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 預金、借入金等(直接利子の元本たる負債を除く。)の当該事業年度中の平均残高 </div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時にける自己資本の額の合計額 </div> <div style="margin-right: 10px;">-</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 左の各事業年度の終了の時にける固定資産の帳簿価額の合計額 </div> <div style="margin-right: 10px;">×</div> <div style="text-align: center;"> $\frac{1}{2}$ </div> </div> </p>
<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)の方法に準ずる方法</p>	<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)に掲げる方法に準ずる方法により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</p>
<p>④ 1 (1)の算式の「<u>国外事業所等に係る資産</u>」及び(2)の算式の「<u>国外事業所等に係る貸付金、有価証券等</u>」……………</p> <p>2 (1)の算式の「<u>国外事業所等に係る資産</u>」及び(2)の算式の「<u>国外事業所等に係る貸付金、有価証券等</u>」……………これらの算式…………… 「<u>国外事業所等に係る資産</u>の帳簿価額」及び「<u>有価証券等の当該事業年度中の平均残高</u>」……………</p> <p>3 (1)及び(2)の算式……………</p> <p>4 (1)の算式……………</p> <p>5 (2)の算式……………</p>	<p>④ 1 算式の「<u>国外業務に係る資産</u>」及び「<u>国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等</u>」……………</p> <p>2 算式の「<u>国外業務に係る資産</u>」及び「<u>国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等</u>」……………当該算式……………「<u>国外業務に係る資産</u> (…………)の帳簿価額」及び「<u>有価証券等</u> (…………)の当該事業年度中の平均残高」……………</p> <p>3 算式……………</p> <p>4 算式……………</p> <p>5 算式……………</p>
<p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における確認による共通費用の額等の配賦方法の選択</u>)</p> <p>16-3-14 ……………<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額</u>……………</p>	<p>(<u>確認による共通費用等の配賦方法の選択</u>)</p> <p>16-3-14 ……………<u>国外業務に係る損金の額</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等</u>)</p> <p>16-3-15 <u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、法の規定に準じて計算した場合に損金の額となる引当金勘定への繰入額及び措置法の規定に準じて計算した場合に損金の額となる準備金（特別償却準備金を含む。以下16-3-16において同じ。）の積立額は、国外事業所等ごとに計算を行うことに留意する。この場合において、次のことは次による。</u></p> <p>(1) <u>法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する個別評価金銭債権（以下16-3-15において「個別評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額のうち国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、内国法人が国外事業所等に帰せられる個別評価金銭債権の損失の見込額として仮決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額（当該金額が当該個別評価金銭債権について令第96条第1項《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定に準じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）とする。</u></p> <p>(2) <u>法第52条第2項に規定する一括評価金銭債権（以下16-3-15において「一括評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額のうち国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、内国法人が一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として仮決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち国外事業所等に係るものとして合理的に計算された金額（当該金額が当該国外事業所等に係るものとして合理的に計算された金額（当該金額が当該国外事業所等に係るものとして合理的に計算された金額（当該金額が当該国外事業所等に係るものとして合理的に計算された金額）の合計額に国外事業所等貸倒実績率（当該国外事業所等が内国法人から独立して事業を行う事業者であるとして、令第96条第6項に規定する貸倒実績率を計算した場合の当該貸倒実績率</u></p>	<p>(<u>引当金の繰入額等の配賦</u>)</p> <p>16-3-15 <u>法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金（特別償却準備金を含む。以下16-3-16までにおいて同じ。）の積立額のうち国外所得金額の計算上損金の額に算入すべき金額の計算は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するもの（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。以下16-3-15において同じ。）の額に係る部分の金額とし、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するものの額の比により計算した金額とする。</u></p> <p>(2) <u>国内の事業所等に属する国外の者への貸付金のうち当該事業年度において収益に計上すべき利子の額がないものに対応する貸倒引当金勘定への繰入額は、当該事業年度の国外所得金額の計算上損金の額に算入しないことができる。</u></p> <p>(3) <u>海外投資等損失準備金の積立額は、国外事業所等に属する特定株式等（措置法第55条第1項《海外投資等損失準備金》に規定する特定株式等をいう。）について積み立てた金額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>をいう。以下16-3-15において同じ。)を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)とする。</p> <p>⑥1 内国法人が単に国外事業所等の帳簿に記帳した金額は、仮決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額に該当しないことに留意する。</p> <p>2 内国法人が国外事業所等の帳簿において貸倒引当金を記帳していない場合であっても、国外事業所等に帰せられる金銭債権につき仮決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定への繰入れを行っているときは、当該金銭債権について、(1)又は(2)の適用があることに留意する。</p> <p>3 内国法人が、全ての国外事業所等につき、国外事業所等貸倒実績率に代えて同項に規定する貸倒実績率により計算を行っている場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-16 ……<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額</u>…………… ……………<u>積み立てをした事業年度において国外事業所等帰属所得に係る所得の金額</u>…………… ……………<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入</u> <u>する。</u></p> <p>⑥1 …… ……………<u>積み立てをした事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得</u> <u>の金額</u>……………</p> <p>2 ……</p>	<p>③ (1)及び(2)に掲げる引当金又は準備金以外の引当金又は準備金の繰入額又は積立額については、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な基準により計算した金額を国外所得金額計算上の損金の額とする。</p> <p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>16-3-16 ……<u>国外所得金額</u>……………<u>積み立てをした事業年度において国外所得金額</u>……………<u>国外所得金額計算上の益金の額とする</u> <u>のであるから、留意する。</u></p> <p>⑥1 …… ……………<u>積み立てをした事業年度の国外所得金額</u>……………</p> <p>2 ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>積立てをした事業年度</u>……………「<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額</u>」は、<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>とする。</p> <p>16-3-17 <u>削除</u></p>	<p>……………<u>積み立てをした事業年度</u>……………「<u>国外所得金額</u>」は、<u>令第155条の28第3項(連結国外所得金額の計算)</u>に規定する<u>連結国外所得金額</u>とする。</p> <p><u>(評価損益等の配賦)</u></p> <p>16-3-17 <u>次に掲げる金額は、国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国外事業所等に属する資産について法第25条第2項(資産の評価換えによる評価益の益金算入)の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた益金の額又は同条第3項(資産評定による評価益の益金算入)の規定の適用を受けた評価益の額及び国外事業所等に属する資産について法第33条第2項及び第3項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額(補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。)</u>又は同条第4項(資産評定による評価損の損金算入)の規定の適用を受けた評価損の額</p> <p>(2) <u>国外事業所等に係る外貨建資産等(法第61条の9第1項(外貨建資産等の換算額)に規定する外貨建資産等をいう。)</u>について生じた為替差損益の額</p> <p>(3) <u>国外事業所等に係る時価評価資産(法第61条の11第1項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産又は法第62条の9第1項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産をいう。)</u>について法第61条の11第1項、法第61条の12第1項(連結納税への加入に伴う時価評価損益)又は法第62条の9第1項の規定の適用により生じた評価損又は評価益</p> <p>(4) <u>国外事業所等に属する金銭債権について生じた貸倒損失の額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>16-3-19 <u>削 除</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)</u></p> <p>16-3-19 の 2 <u>令第 141 条の 8 第 1 項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する「国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該事業年度において生じた令第 141 条の 2 第 2 号(国外所得金額)に掲げる国外源泉所得 (以下この節において「その他の国外源泉所得」という。)に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</u></p> <p>16-3-19 の 3 <u>当該事業年度における令第 141 条の 8 第 2 項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額(法に規定する引当金勘定への繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び負債の利子の額を除く。以下 16-3-19 の 3 及び 16-3-19 の 5 において「共通費用の額」という。)については、個々の業</u></p>	<p><u>(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)</u></p> <p>16-3-19 <u>当該事業年度において支出した寄附金の額のうち法第 37 条第 1 項又は第 2 項(寄附金の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額のうち国外業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額は、当該事業年度の国外所得金額の計算上も損金の額に算入しない。</u></p> <p><u>当該事業年度の交際費等の額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>務ごと、かつ、個々の費目ごとに同項に規定する合理的と認められる基準によりその他の国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務（以下16-3-19の3において「国外業務」という。）に配分するのであるが、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに計算をすることが困難であると認められるときは、全ての共通費用の額を一括して、当該事業年度の売上総利益の額（利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下16-3-19の3において同じ。）のうち国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いてその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p><u>④1 内国法人（金融及び保険業を主として営む法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうち調整国外所得金額(令第142条第1項(控除限度額の計算))に規定する調整国外所得金額をいう。)の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかでない費用の額のみが共通費用の額であるものとしてその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p><u>2 内国法人の国外業務に係る収入金額のうち法第23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定の適用を受ける配当等（以下16-3-19の4までにおいて「外国子会社配当等」という。）の収入金額がある場合における外国子会社配当等に係る「国外業務に係る売上総利益の額」は、外国子会社配当等の収入金額から当該事業年度において同項の規定により益金の額に算入されない金額を控除した金額によることに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</u></p> <p><u>16-3-19 の 4</u> 当該事業年度における令第 141 条の 8 第 2 項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第 136 条の 2 第 1 項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下 16-3-19 の 4 において同じ。)の額(以下 16-3-19 の 5 までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) <u>卸売業及び製造業</u> 次の算式による方法</p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{当該事業年度における共通利子の額の合計額}}{\text{分母の各事業年度終了の時におけるその他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等の帳簿価額の合計額}} \times \frac{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時における総資産の帳簿価額の合計額}}{\text{分母の各事業年度終了の時におけるその他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等の帳簿価額の合計額}}$ <p>(2) <u>銀行業</u> 次の算式による方法</p> <p><u>(算式)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>その他の国 外源泉所得 の発生の源 泉となる貸 付金、有価証 券等の当該 事業年度中 の平均残高</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">当該事業年度における共通利子の額の合計額</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">預金、借入金 等の当該事 業年度中の 平均残高</p> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">当該事業年度終 了の時及び当該 事業年度の直前 事業年度終了の 時における自己 資本の額の合計 額</p> <p style="margin: 0;">左の各事業 年度の終了 の時にかけ る固定資産 の帳簿価額 の合計額</p> </div> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">× $\frac{1}{2}$</p>	
<p>(3) <u>その他の事業</u> その事業の性質に応じ、(1)又は(2)の方法に準ずる方法</p> <p>(備) 1. (1)及び(2)の算式の「その他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、 有価証券等」には、当該事業年度において収益に計上すべき利子、配当等 の額がなかった貸付金、有価証券等を含めないことができる。</p> <p>2. (1)及び(2)の算式の「その他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、 有価証券等」に、外国子会社配当等に係る株式又は出資がある場合には、 これらの算式における当該株式又は出資に係る「有価証券等の帳簿価額」 及び「有価証券等の当該事業年度中の平均残高」の計算は、当該株式又は 出資の帳簿価額から当該帳簿価額に当該事業年度における外国子会社配当 等の収入金額のうち法第23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等 の益金不算入)の規定により益金の額に算入されない金額の占める割合を 乗じて計算した金額を控除した金額による。</p> <p>3. (1)及び(2)の算式の「当該事業年度の直前事業年度」が、連結事業年度に 該当する場合には「当該事業年度の直前連結事業年度」と読み替えて計算 を行う。</p> <p>4. (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、令第22条第1項第1号(株式等に 係る負債の利子の計算)の規定の例により計算した金額に同号二に規定す</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>る連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を加算した金額による。</u></p> <p><u>5 (2)の算式の「自己資本の額」は、確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における確認による共通費用の額等の配賦方法の選択)</u></p> <p><u>16-3-19の5 当該事業年度の共通費用の額又は共通利子の額のうちその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算する場合において、16-3-19の3又は16-3-19の4によることがその内国法人の業務の内容等に適合しないと認められるときは、あらかじめ所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けて、当該共通費用の額又は共通利子の額の全部又は一部につき収入金額、直接経費の額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちその業務の内容等に適合すると認められる基準によりその計算をすることができるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</u></p> <p><u>16-3-19の6 その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金(特別償却準備金を含む。以下16-3-19の7までにおいて同じ。)の積立額は、次による。</u></p> <p><u>(1) 法第52条第1項(貸倒引当金)に規定する個別評価金銭債権(以下16-3-19の6において「個別評価金銭債権」という。)に係る貸倒引当金勘定へ</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の繰入額は、内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算の対象となった個別評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額に係る部分の金額とし、同条第2項に規定する一括評価金銭債権（以下16-3-19の6において「一括評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額に、その対象となった一括評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額の占める割合を乗じて計算した金額とする。</u></p> <p><u>⑥ その他の国外源泉所得の発生の源泉となる金銭債権のうち当該事業年度において収益に計上すべき利子の額がないものに対応する貸倒引当金勘定への繰入額は、当該事業年度のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入しないことができる。</u></p> <p><u>② (1)の引当金以外の引当金の繰入額又は準備金の積立額については、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な基準により計算した金額をその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額とする。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</u></p> <p><u>16-3-19の7 当該事業年度前の各事業年度においてその繰入額又は積立額をその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうちその繰入れをし、又は積立てをした事業年度においてその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額を当該取崩し等に係る事業年度のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入する。</u></p> <p><u>⑥ 1 当該事業年度において適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>分配により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下16-3-19の7において同じ。）から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積立てをした事業年度のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 本文の「当該事業年度前の各事業年度」並びに本文及び1の「その繰入れをし、又は積立てをした事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。この場合の「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」は、その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額とする。</u></p> <p><u>（国際海上運輸業における運送原価の計算）</u></p> <p><u>16-3-19の8 法第69条第4項第14号（国際運輸業所得）の国内及び国外にわたって船舶による運送の事業（以下16-3-19の8において「国際海上運輸業」という。）を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得に係る所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる場合には、継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。</u></p> <p><u>（算式）</u></p> $\frac{\text{国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送の原価の額の合計額}}{\text{分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの}} \times \frac{\text{国際海上運輸業に係る当該事業年度の運送収入の額の合計額}}{\text{分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの}}$	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 算式の「当該事業年度の運送の原価の額の合計額」には、その運送のために要した費用の額のうち内国法人が 2-2-10(運送収入に対応する原価の額)によりその支出の日の属する事業年度の損金として計算した金額が含まれる。</p>	

二 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(国際海上運輸業における運送原価の計算) 20-5-6 16-3-19の8……………</p> <p><u>(事業税及び地方法人特別税の取扱い)</u> 20-5-8の2 恒久的施設を有する外国法人の事業税の額及び地方法人特別税の額については、これらの金額のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対応する部分の金額として合理的に計算された金額が、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</p> <p><u>(負債の利子の額の配賦)</u> 20-5-10の2 恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第142条第3項第2号(共通費用の額の配分)に規定する「共通するこれらの費用」の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間(当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。)に応じて</p>	<p>(国際海上運輸業における運送原価の計算) 20-5-6 16-3-11……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>合理的に計算された金額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金 の利息等を含み、法第142条の5第1項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の 損金算入)に規定する負債の利子を除く。)の額(以下20-5-10の2にお いて「共通利子の額」という。)については、外国法人の営む主たる事業が次 のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により恒久的施設帰属所得に係る所 得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p>	
<p>(1) 卸売業及び製造業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該事業年度における共通利子の額の合計額}}{\text{分母の各事業年度終了の時における恒久的施設に係る資産の帳簿価額の合計額}} \times \frac{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時における総資産の帳簿価額の合計額}}{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度の合計額}}$	
<p>(2) 銀行業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{恒久的施設に係る貸付金、有価証券等の当該事業年度中の平均残高}}{\text{当該事業年度における共通利子の額の合計額}} \times \left(\frac{\text{預金、借入金等の当該事業年度中の平均残高}}{\text{当該事業年度終了の時及び当該事業年度の直前事業年度終了の時における自己資本の額の合計額}} + \frac{\text{左の各事業年度の終了の時ににおける固定資産の帳簿価額の合計額}}{\text{左の各事業年度の終了の時ににおける固定資産の帳簿価額の合計額}} \right) \times \frac{1}{2}$	
<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)の方法に準ずる方法</p> <p>④1 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、確定した決算に基づく外国法人の 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額につき、令第22条第1項第</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>1号(株式等に係る負債の利子の計算)の規定の例により計算した金額による。</u></p> <p><u>2 (2)の算式の「自己資本の額」は、当該貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p> <p><u>(恒久的施設の他の者への譲渡)</u></p> <p><u>20-5-32の2 令第190条第1項(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益)に規定する恒久的施設の他の者への譲渡により恒久的施設を有しないこととなった場合には、法第142条の8第1項(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用がないのであるが、この場合の「恒久的施設の他の者への譲渡」には、例えば、次に掲げる譲渡又は移転が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の譲渡</u></p> <p><u>(2) 恒久的施設を有する外国法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分社型分割又は適格現物出資による他の者への恒久的施設を通じて行う事業の全部の移転</u></p>	<p>(新 設)</p>

三 税額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人に係る外国税額の控除)</p> <p>20-7-2</p>	<p>(外国法人に係る外国税額の控除)</p> <p>20-7-2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>…………… (16-3-9 (国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算) から16-3-19の8 (国際海上運輸業における運送原価の計算) まで、16-3-37 (国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用) 及び16-3-46 (利子の範囲) の取扱いを除く。) を準用する。</p> <p>(注) ……………</p>	<p>…………… (16-3-9 (国外源泉所得に係る所得の金額) から16-3-9の3 (国外所得金額を計算する場合の準用) まで、16-3-11 (国際海上運輸業における運送原価の計算) 及び16-3-37 (国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用) の取扱いを除く。) を準用する。</p> <p>(注) ……………</p>

四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>